



製造業における 特定技能外国人材の 受入れについて

2021年2月



素形材産業



産業機械製造業



電気・電子情報
関連産業



1. 特定技能外国人材制度(製造3分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について

1. 特定技能外国人材制度（製造3分野）の概要

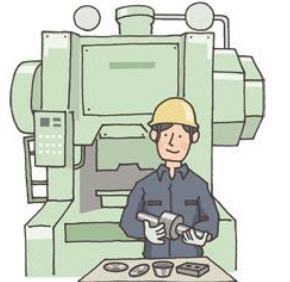
分野	外国人材の基準の確認		その他重要事項		
	技能試験	日本語試験	特定技能外国人が 従事できる業務区分	受入れ機関等へ 特に課す条件等	雇用形態
素形材産業	製造分野 特定技能1号 評価試験	①国際交流基金 日本語基礎テスト もしくは ②日本語能力試験 (N4以上)	鑄造、鍛造、金属プレス等 全13業務区分	「製造業特定技能外国 人材受入れ協議・連絡 会」への参加 等	直接
産業機械 製造業			金属プレス、溶接、 プラスチック成形等 全18業務区分		
電気・電子情報 関連産業			電子機器組立て、 プラスチック成形、溶接等 全13業務区分		

※技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。

最新情報はポータルサイトよりご確認ください。

1-2. 製造3分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（1/5）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」から抜粋

試験区分	業務区分
 鑄造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
 鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
 ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
 機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事

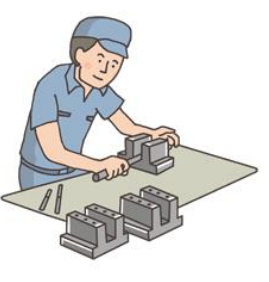
1-2. 製造3分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（2/5）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」から抜粋

試験区分	業務区分
 金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
 鉄工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事
 工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
 めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事

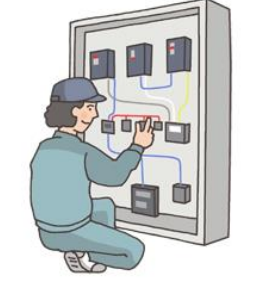
1-2. 製造3分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（3/5）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」から抜粋

試験区分	業務区分
 アルミニウム 陽極酸化処理	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事
 仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、 部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
 機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
 機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 工場の設備機械の故障や劣化を予防し、 機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事

1-2. 製造3分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（4/5）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」から抜粋

試験区分	業務区分
 電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
 電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 電気機器の組立てや、 それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
 プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
 プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより 所定の形に成形する作業に従事

1-2. 製造3分野の特定技能外国人が従事できる業務区分（5/5）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成30年12月25日閣議決定）」から抜粋

試験区分	業務区分
 塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
 溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
 工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、 工業製品を輸送用に包装する作業に従事

参照：「技のとびら－技能検定制度等に係るポータルサイト」<https://waza.mhlw.go.jp/>

一般社団法人長崎県溶接協会HP：<http://www.jwes-nagasaki.net/>

特定技能 1 号（製造 3 分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習 2 号移行対象職種

特定技能 1 号対象 業務区分	技能実習 2 号移行対象		受入れ可能な事業者の産業分野		
	職種名	作業名	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報 関連産業
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造	○	○	—
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造、プレス型鍛造	○	○	—
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト	○	○	—
機械加工	機械加工	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ	○	○	○
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	○	○	○
鉄工	鉄工	構造物鉄工	—	○	—
工場板金	工場板金	機械板金	○	○	○
めっき	めっき	電気めっき、溶融亜鉛めっき	○	○	○
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化 処理	陽極酸化処理	○	—	—
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ	○	○	○
機械検査	機械検査	機械検査	○	○	—
機械保全	機械保全	機械系保全	○	○	○
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	—	○	○
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、 開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作	—	○	○
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計、プリント配線板製造	—	○	○
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形	—	○	○
塗装	塗装	建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装	○	○	○
溶接	溶接	手溶接、半自動溶接	○	○	○
工業包装	工業包装	工業包装	—	○	○

(参考) 特定技能外国人の転職等について

特定技能外国人は、一定の条件の下、転職が可能です。

例：現在、「鑄造」の業務区分で、「素形材産業分野」の事業者と雇用契約締結している場合



①同じ分野内

(素形材産業 → 素形材産業)

②業務区分で認められている分野

(素形材産業 → 産業機械製造業)



③転職先の分野で業務区分が認められていない場合

(素形材産業 → 電気・電子)

※電気・電子情報関連産業では、「鑄造」の業務区分は認められていません。

複数の技能区分を有する外国人は、それぞれの業務区分で在留許可を得られれば、

複数の業務区分で従事可能です。

※なお、特定技能外国人が転職等を行う場合、その在留資格について、分野、受入機関、就労先等について変更がある場合には、出入国在留管理庁への申請、届出等が必要です。

(参考) 特定技能外国人が従事する業務の考え方

分野別運用要領に記載されているとおり、
当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ① 原材料・部品の調達・搬送作業
- ② 各職種の前後工程作業
- ③ クレーン・フォークリフト等運転作業
- ④ 清掃・保守管理作業

 なお、専ら関連業務に従事することは認められません。

(参考) 製造3分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

素形材産業	
2194	鋳造製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業 （バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業 （車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

産業機械製造業	
2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業 （ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	管理、補助的経済活動を行う事業所 （27業務用機械器具製造業）
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

電気・電子情報関連産業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業 （ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
30	情報通信機械器具製造業

（参考1）特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（[告示に関するガイドライン](#)）（法務省）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

（参考2）日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e



1. 特定技能外国人材制度(製造3分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について

就労開始までの流れ



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

海外から来日する外国人

技能実習2号を良好に
修了した外国人

新規入国予定の外国人

試験（技能・日本語）
は免除

国外試験（技能・日本語）
に合格

<技能試験>
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
<日本語試験>
・国際交流基金日本語基礎テスト
（国際交流基金）又は
・日本語能力試験（N4以上）
（国際交流基金・日本国際教育支援協会）
など



日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

技能実習2号を
良好に修了した外国人

留学生など

試験（技能・日本語）
は免除

試験（技能・日本語）
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等、健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、
在外公館へ提出

在外公館

審査

査証発給

入国

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

〔入国後（又は在留資格の変更後）、遅滞なく
実施すること〕

- 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
- 住居地の市区町村等で住民登録
- 給与口座の開設
- 住宅の確保など

地方出入国在留管理局



在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

〔外国人本人の要件〕

- 18歳以上であること
- 技能試験及び日本語試験に合格していること
（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）
- 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- 自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での就労開始

- 
1. 特定技能外国人材制度(製造3分野)の概要
 2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ
 - 3. 製造分野特定技能1号評価試験について**
 4. 問い合わせ窓口について

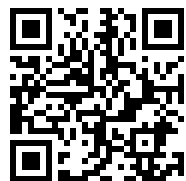
3. 製造分野特定技能1号評価試験の概要

2021年2月時点において、製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施しております。（1/2）

試験区分	● 18業務区分（溶接以外） 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装	● 溶接
試験日時・会場	● ポータルサイトにて、試験日時・場所が確定し次第、更新 https://www.sswm.go.jp/exam_f/	
試験時間	● 学科 60 分、実技 60 分	● 学科 60 分、実技 60～90 分
定員	● 各試験区分について、各受験会場20名	● 各受験会場20名
試験の実施方式	● CBT試験もしくはペーパー試験 （学科、実技ともに）	● ペーパー試験（学科） ● 製作等作業（実技）
合否の基準	● 学科試験：正答率65%以上 ● 実技試験：正答率60%以上	● 学科試験：正答率65%以上 ● 実技試験：手溶接作業はJIS Z 3801、半自動溶接作業はJIS Z 3841にもとづいて判定

3. 製造分野特定技能1号評価試験の概要

2021 年 2 月時点において、製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施しております。（2/2）

言語	● 現地語（英語、タイ語、インドネシア語、ビルマ語等を想定）
試験水準	● 特定技能 1 号の試験免除となる技能実習 2 号修了者が受験する技能検定 3 級試験程度を基準とする  * ポータルサイトにサンプル問題も掲載しております。右記ページ内の下部にある「サンプル問題」を参照
受験資格	● 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者とする
申込	● ポータルサイト（https://sswm-e.go.jp/form/inquiry/）にて、試験が確定次第、申込開始 
受験料・ 合格証明書発行手数料	<u>溶接含む全業務区分</u> ● 受験料：* 日本円で2000円程度（支払いは現地通貨） * 当面の間は、合格証明書発行手数料は徴収いたしません。
合否の通知方法	● 試験実施機関から、試験後 3 ヶ月以内に、受験者全員に結果通知をEメールで送付

3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（学科試験）

問題文の内容が正しい（○）、間違い（×）を選ぶ問題です。

他の業務区分についても、下記ポータルサイトのURLより、サンプル問題をご参照ください。

（リンク：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html）



学科試験イメージ

問題！ 下図の寸法表示（⇔）は配線パターンの間隔を示している。

正答 ×

プリント配線板製造部門 サンプル問題

問題！ 次に示すゆず肌は、乾燥の速い塗料ほど生じやすい。

正答 ○

塗装部門 サンプル問題

3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（実技試験）

- 溶接を除く18業務区分は、実際の材料や作業に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- 溶接は、試験官の指示に沿って、作業を行う試験となります。

溶接を除く18業務区分の実技試験イメージ

問題2 木材を切断する際、電動丸ノコを安全に使用する姿勢として正しいものを、選択肢A～Dの中から選びなさい。

2

選択肢

A. 
丸ノコは身体の正面に持って作業をする。

B. 
丸ノコの電源コードは誤切断を防ぐために肩に担いで作業をする。

C. 
切断する木材はしっかりと押えるために身体の前で押さえる。

D. 
丸ノコのベースプレートを木材に触れさせないために丸ノコは両手で持って作業をする。

正答 B

工業包装部門 サンプル問題

溶接区分の実技試験イメージ



溶接部門 作業試験の様子

3. 製造分野特定技能1号評価試験合格後の手続きについて

- 試験合格者と受入れ機関で、雇用契約が結ばれることが決定した後、
「合格証明書」の発行申請をしてください。受入れ機関宛てに合格証明書を送付いたします。
- 合格証明書の発行手続き等については、ポータルサイトをご参照ください。
(リンク: <https://sswm-e.go.jp/form/certification/>)



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

「合格証明書」発行申請フォーム

2021年3月31日23:59申請までは、無料で1通だけ発行いたします。
「合格証明書」の再発行期限は、認定後1年以内となっておりますのでご注意ください。
また、申請から2週間以内に必要書類を頂戴できない場合はキャンセル扱いとさせていただきます。
ご了承ください。

※個人情報の取扱いについてご同意いただいたうえで、下記フォームに入力し送信願います。
※項目欄に「*」の付いている項目は全て入力必須となります。
※入力されたデータは個人情報保護法のためSSLにて暗号化し、送信されます。

申請者名*

John Doe

住所*

〒

都道府県

送付先名

※申請者と異なる場合のみご入力ください。

電話番号*

メールアドレス*

入力必須項目

- 申請者名
- 住所または送付先名(申請者と異なる場合)
- 連絡先電話番号
- 連絡先メールアドレス
- 受験地、受験者氏名、受験者生年月日
- 本人確認書類送付予定日

(参考) 日本語試験について

日本語試験については、以下より、別途受験してください。
ただし、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	● ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
試験 (右記いずれか)	①国際交流基金 日本語基礎テストの合格 https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html ②日本語能力試験 N4以上の取得 https://www.jlpt.jp/ ※ 上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、 特定技能外国人材制度が求める日本語能力の証明には利用できません。 
免除される場合	● ただし、製造業3分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

- 
1. 特定技能外国人材制度(製造3分野)の概要
 2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ
 3. 製造分野特定技能1号評価試験について
 - 4. 問い合わせ窓口について**

製造 3 分野における相談窓口について



外国人材向け製造業特定技能外国人相談窓口 多言語コールセンター



☎ 電話 : +81-3-6743-2787

✉ メール : gaikokujinzai-seizou@jtb.com

日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びタイ語に対応

💻 ポータルサイト <https://www.sswm.go.jp/>





経済産業省